

地方分権改革推進会議における会長発言骨子

平成 15 年 3 月 25 日
全 国 市 長 会

はじめに

1. 地方への税源移譲の早期実現について

(1) 税源移譲による地方税中心の歳入体系の早期構築

法令基準や国庫補助負担制度を通じた国の関与を廃止・縮減し、地方歳出の自己決定権を確立するとともに、税源移譲による地方税中心の歳入体系を早期に構築することが是非とも必要。

(2) 国税対地方税の割合 1 対 1 の実現と税収の安定性を備えた地方税の充実

当面、国税対地方税の割合 1 対 1 の実現を目指し、個人住民税、地方消費税への税源移譲の早期実現。税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税の充実が必要。

(3) 課税自主権の活用と限界

国・地方を通じ、主要な税源を法定税目とされている税制度の下では、課税自主権の活用により、地方税源の充実を図ることは自ずと限界があり、地方税源の本格的な充実を図るためには、税源移譲が不可欠。

2. 国庫補助負担制度の見直しについて

(1) 税源移譲を行ったうえでの国庫補助負担制度の見直し

税源移譲を行ったうえで、それに見合う額の国庫補助負担金の廃止・縮減を行うことが必要。

(2) 国庫補助負担金の廃止・縮減の積極的推進

国庫補助負担金の廃止・縮減については、地方公共団体の財政運営の自由度を高めるという観点からも、奨励的補助金、経常的負担金、投資的負担金を廃止・縮減し、一般財源化を積極的に推進していくことが必要。

(3) 地方への負担転嫁には反対

補助率を落としたり、一部を補助対象から除外することなど単に国の予算編成上の都合で歳出削減のみを図ることは、負担を地方に転嫁するものであり、あってはならないもの。

3 . 地方交付税制度の堅持について

(1) 財源保障機能と財源調整機能の堅持

地方交付税は、財源保障と財源調整の二つの機能を一体として果たす仕組み。地域間で税源が偏在する中で、国が地方公共団体に一定の行政水準の確保を求める仕組みが採られている以上、地方交付税による財源保障と財源調整の機能は不可欠。

(2) 財源保障機能はモラルハザードをもたらしているか

例えば、保育所については、延長保育など保育内容をきめ細かに対応するため、交付税措置以上に一般財源を投入しているのが現状。このような状況下では、モラルハザードなどありえず、財源保障廃止論には理由がない。

4 . 行財政改革の積極的推進

(1) 行財政改革に対する懸命の努力

極めて厳しい財政状況の下で、教育・福祉・環境対策等様々な行政ニーズに対応するため、行政改革大綱の策定や組織体制も整備。職員の計画的削減、バランスシートや行政コスト計算書の作成、行政評価制度の導入など、懸命に行財政改革を推進。

(2) 合併への真剣な取組みと地方税財政基盤の確立

平成16年度末を目指して、市町村合併に真剣に取り組んでいるが、これにより地方税財政問題がすべて解決するものではなく、税源移譲をはじめとする地方税財政基盤の確立が必要。

おわりに

(1) 三位一体の改革と地方分権型社会の実現

税源移譲の早期実現を中心とした三位一体の改革は、真の地方分権型社会の実現のため、是非とも必要。

(2) 地方分権改革推進会議への期待

税源移譲の実現に当たって、地方分権改革推進会議への期待は極めて大。その早期実現にご尽力賜りたい。